

令和7年8月25日

令和7年8月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月25日（月）午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
10番 桑内 千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第26号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 議案第27号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第30号 非農地証明願について
- 報告第15号 農地法第18条の規定による通知について
- 報告第16号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 ただいまより令和7年8月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、9番綱木委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。
出席委員は、13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は13番 近久委員、14番 大西委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
議案第26号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第26号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明いたします。
石井町長より、令和7年8月12日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画の諮問を求められたものです。農地中間管理権の新規が26件、更新が0件で、計26件、59筆、59,267㎡となっております。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第26号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第27号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案第27号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について説明いたします。
このことについては、地域計画外の農地における農地中間管理権の設定にあたり、農業委員会が公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事に対して農用地利用集積等促進計画作成の要請を行うものです。
農地中間管理権の新規6件、29筆、10,805.30㎡です。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第27号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は3件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号105から107については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号105について、高川原字加茂野の担当であります14番、大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号105について説明いたします

8月19日に上田武志委員と近久委員、私の3名で申請地に出向き、譲受人及び受任者の行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、〇〇神社の北側で登記地目は畑、面積は952㎡、現況は休耕地です。

譲渡人は近年農業をしていないため、申請地を利用していただける方を探していたとのことです。

この度、親交があった〇〇氏と売買がまとまり申請に至りました。

譲受人は50歳代と若く、現在保有する農地でしきみを栽培しております。

申請地では、しきみを中心にスタチ、蔬菜類を栽培する予定です。

申請地の東側は畑、西側は休耕地、南側は神社、北側は道路で、周囲に影響を及ぼすおそれはないとのことです。

しきみの成長には数年かかりますが、周囲に影響が無いよう除草管理する予定です。

農業経験も十分で、産直市場の会員としての販売実績もあります。

農機具は、管理機やトラック等を所有しており問題はありません。

取水のため地元の水利組合に加入予定です。

以上のことから許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号105について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号105は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号106について、藍畑字第十の担当であります11番、廣瀬委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第28号、農地法第3条許可申請、受付番号106、所有権有償移転について説明いたします。

8月20日に案内委員と私で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、藍畑字第十〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、148㎡、第十〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、228㎡、藍畑字第十〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、1445㎡の計1,821㎡です。

譲渡人は相続で農地を取得したものの、県外に居住していることから耕作が困難であるため、近隣の譲受人に農地を有償で譲渡することになり本申請に至ったとのことです。

譲受人は現在、主にブロッコリーを作付けしており、申請地でもブロッコリーを栽培する予定とのことです。

自宅から申請地まで数分の距離であることから耕作に問題はありません。

農業従事要件については、譲受人の農作業歴が20年で、本人と妻が年間300日、農業に従事することから満たしていると思われます。

農機具保有状況についてはトラクター5台を所有しており、全ての農地を効率的に耕作できると見込まれます。

なお、一部の農地が国土調査における筆界未定地となっておりますが、境界合意書や現境界が明確であることから耕作に問題はないと思われます。

よって許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号106について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号106は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きます。受付番号107については、浦庄及び藍畑地区の農地にかかる案件です。主たる農地の属する浦庄字諏訪の担当であります3番、岩本委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第28号、農地法第3条許可申請、受付番号107については、浦庄地区と藍畑地区にまたがる案件でありますので、まとめて説明いたします。

申請地は議案書のとおりで、浦庄地区が上浦と諏訪の田、5,187㎡、藍畑地区は第十の田畑4,878.96㎡の計10,065.96㎡です。

現地確認について、浦庄地区は8月20日に阿部委員、吉浦委員と私で行いました。

藍畑地区は同日に廣瀬委員と桑内委員で行われております。

浦庄地区の農地は、現在、譲渡人が相続で農地を取得したものの県外に居住していることから耕作が困難で、第3条許可の売買許可を待っている状態から休耕状態にあります。

しかし、本申請の許可後は譲受人が速やかに耕作に取りかかるとのことです。

藍畑地区も同様の状況とのことです。

なお、本申請においても藍畑地区の農地の一部が国土調査の筆界未定地となっておりますが、境界合意書や現境界が明確であることから耕作には問題ないとお聞きしております。

譲受人は、石井町で農業経営を拡大している農地所有適格法人です。

現在は、石井町で46,808㎡、徳島市と合わせると約88,000㎡耕作しております。

農業経営に必要な大型農機具はトラクター12台等をそろえております。

農業には、代表取締役が300日従事する外、役員2名が従事し、耕作に必要な従業員も雇用しているとのことです。

代表取締役は外国籍の方ですが、中長期の在留資格に該当する2026年7月まで、3年間の在留資格を有しております。

申請地を含めて、石井町及び徳島市の農地でブロッコリー、ほうれん草を栽培する予定です。

農業経営の拠点は徳島市〇〇町ですが、すでに石井町で耕作されているため通作に問題はございません。

以上のことから本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号107について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号107は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号108及び109については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号108について、高川原字市楽の担当であります14番、大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第29号、農地法第5条許可申請に対する意見、受付番号108について説明いたします。

8月19日に上田武志委員と近久委員、私の3名で申請地に出向き、代理人の行政書士に会い、現地の立ち会いと聞き取り調査を行いました。

申請地は、市楽〇〇〇番〇、登記及び現況地目は畑で、転用目的は分家住宅、祖父と孫との使用貸借です。

申請地は、祖父母や両親が暮らす実家に近く、前面道路が県道であることから受付番号109のパーソナルジムの運営においても利便性が高いことから転用することになったとのことです。

周囲をコンクリート擁壁で囲い、周辺農地等に被害が及ばないようにするとのことです。

進入路は、受付番号109の申請地の南に設けます。

生活排水については、合併浄化槽から県道側溝に流す旨の申述書が提出されております。

麻名用土地改良区の意見書も添付されております。

よって申請内容に問題はないと思われまますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号108の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

転用目的は分家住宅で、祖父母や両親の住む実家の近くに世帯を分離して住居を構えるものです。

周囲は、西側が県道と受付番号109で転用される宅地、南側が宅地、東側と北側は貸人の農地です。

造成については、新設コンクリート擁壁を設置しますが、現況地盤高で整地することです。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

給水は県道内の給水管から引き込みます。

生活排水は浄化槽を通して県道側溝に流します。徳島県の道路管理担当と協議済みのことです。

周辺農地等に被害を及ぼすおそれはなく、被害等が生じた場合は転用者の責任で対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書及び資金使用承諾書により、転用にかかる資金について確認できます。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

徳島県とは開発行為について協議済みとのことで、許可申請書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(4番、阿部委員挙手)

4 番 本申請は、受付番号109の申請地と隣接しております。

受付番号108が分家住宅、受付番号109がパーソナルジムでの転用ですが、建物としては1棟なのでしょうか。

事務局 受付番号108の分家住宅と受付番号109のパーソナルジムは別々の建物で、それぞれについて開発許可申請がされております。

議 長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号108について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号108は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号109について、高川原字市楽の担当であります14番、大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第29号、農地法第5条許可申請に対する意見、受付番号109について説明いたします。

8月19日に上田武志委員と近久委員、私の3名で申請地に出向き、代理人の行政書士に会い、現地の立ち会いと聞き取り調査を行いました。

申請地は、市楽〇〇〇番〇、登記及び現況地目は畑で、転用目的はパーソナルジム、借人が受付番号108の夫となる使用貸借です。

申請地は、県道沿いであることから利便性及び集客の面で適地であります。

借人はジムに勤務しており、独立して開業するため転用申請を行います。

受付番号108の分家住宅とともに建築する予定です。

申請地の東側は分家住宅、西側は県道、南側は分家住宅の進入路を挟んで住宅、北側は貸人の畑です。

周囲はコンクリート擁壁で囲います。

ジムの合併浄化槽からの放流先が麻名用土地改良区の水路であることから、意見書及び放流同意書が提出されております。

周囲との境界が確定できているとのことです。

よって申請内容に問題はないと思われまますので、審議のほどよろしく願いします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号109の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

転用目的はパーソナルジムで、受付番号108の自宅に隣接した、比較的閑静でトレーニングに適した申請地を転用するものです。

周囲は、西側が県道、東側と南側が受付番号108の自宅及び進入路、北側は貸人の農地です。

造成については、新設コンクリート擁壁を設置しますが、現況地盤高で整地することです。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

給水は県道内の給水管から引き込みます。

建物排水は浄化槽から貸人の農地である市楽〇〇〇番〇の地下をVP管で通し、麻名用水土地改良区の水路に流します。麻名用水土地改良区の放流同意書、貸人の配水管理設同意書が添付されております。

周辺農地等に被害を及ぼすおそれはなく、被害等が生じた場合は転用者の責任で対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書及び資金使用承諾書により、転用にかかる資金を確認できます。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

徳島県とは開発行為について協議済みとのことで、許可申請書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号109について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号109は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第30号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号110については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号110について、高原字平島の担当であります6番、山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第30号、非農地証明願、受付番号110について説明いたします。

8月23日に藤井会長職務代理と上田敏雄委員、私の3名で申請地に出向き、申請人の妹に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は平島〇〇〇番〇、農地台帳上は畑ですが、登記及び現況地目は宅地となっております。

申請地の北側は宅地ですが、昭和43年頃、居宅や納屋の建設において面積が不足していたことから、申請地にはみ出して建ててしまったとのことです。

申請人は2年前に相続したとき、申請地が農地であったことを知り、法務局に申請して登記地目を宅地に変更しました。

しかし、農業委員会への申請は行わなかったため農地台帳は畑のままでした。

申請者は県外に居住しており、申請地の維持管理が困難で売却も検討していることから本申請に至ったとのことです。

よって許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号110の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

申請地は登記地目が宅地で、現況地目も北側の宅地と一体で農家住宅の敷地となっている宅地ですが、農地台帳は畑で登録されております。

これは、徳島地方法務局に申請し登記官の職権で地目を変更したものです。

登記官によると不動産登記法上は1筆の内、1/2以上の部分が宅地であれば、表示地目を宅地と判断しているとのことです。

しかし、農地台帳に畑のまま登録されていると今後の利用等において支障があるおそれがあることから本申請にいたったとのことです。

法務局登記官の職権による地目変更であることから、登記を元の地目である畑に戻すことはできないため、登記地目、宅地で申請を受けております。

少なくとも20年以上前から農家住宅の敷地となっていたことは、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

現在も申請地には住宅や倉庫が建っており、農地への復元は著しく困難です。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号110について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号110は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第15号 農地法第18条の規定による通知については、1件受理しました。
報告第16号 農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和7年8月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。